

令和 5 年（行ウ）第 7 号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原 告 小 畑 太 作 外 7 名

被 告 山口県知事村岡嗣政

被告第 1 準備書面

令和 5 年 11 月 20 日

山口地方裁判所 御中

被告訴讼代理人

令和 5 年 10 月 24 日付訴えの変更申立について

第 1 本案前の答弁

1 本案前の申立て

- (1) 原告らの訴えを却下する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

2 理由

令和 5 年 7 月 27 日付被告答弁書第 1-2 のとおりである。

第 2 本案に対する答弁

1 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告らの請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

2 請求の原因に対する答弁

訴状請求原因に対する答弁を被告第 2 準備書面で行い、それと異なる主張事実については、別に書面を提出する。

以上

